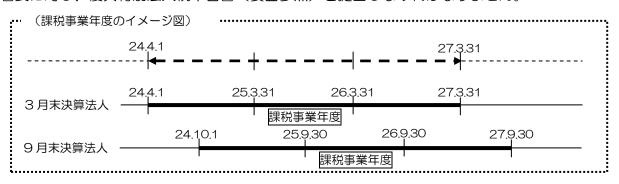
復興特別法人税の創設に伴い、原則として、 平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年 度について、課税標準法人税額がある場合には、復 興特別法人税申告書を提出する必要があります。

◎ 平成 23 年 12 月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成 24 年4月1日から平成 27 年3月 31 日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(課税事業年度)について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書(裏面参照)を提出しなければなりません。



※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した 法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、 復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

平成 24 年4月

国 税 庁

◎ 復興特別法人税のあらましにつきましては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しております。

(掲載場所) 「国税庁ホームページ」 → 「税について調べる」 → 「パンフレット・手引き」 → 「法人税関係」 → 「復興特別法人税のあらまし」

◎ 復興特別法人税申告書の様式には、別表一、別表二、別表三、別表三付表があります。以下 は、書面で提出していただく場合の別表一です。

# ^{**} ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	平成 年 月 日 新 養 隆 日	1	一 速 番 号
納税地	電話()		※ 連結グルーブ 整 理 番 号
(フリガナ) 法 人 名			· 机 整 理 番 号
(フリガナ) 代表者		(i)	事告年月日
自署押印 代表者 件 所			
経理資任者 自署押印		(f)	選 通信日付印 雖 認 印
旧物税地及び 旧法人名等			年月日
平成 年			
		年度分の復興	型特別法人税申告書()
平成 年			税理士法第30条 の書面提出有 の2の書面提出有 十版 百万 千
課税 標準 法 人 税 額 ((15)又は0)		この中の課税標準法	
(1/×10%	2 00	告申控除税	2 881 7
(16) + (18)	3	申 前 復興特別法)	ARM 8
(2)-(3)	4 000	ある。還付金	···· · · · ·
この申告による還付金額 (20)	5	場 この車告により参 会 べき役所特別法力 (((4) - (8))者し (((0+(9))又は(9)-	(iz 10 0 (
1		脱額等	の 計 算
法 人 税 額 (法人税申告售票表 — (一)「2」、別表 — (三)「2」、別表 — (三)「2」、	十餘 百万 千 円	外国税額の控 控 (別表三「11」又は	株銀 16
課 基 別表ーの二(一) [2] 、別		除 復興特別所得和 (別表二「6の(3)) 1
法人税額の特別控除額 法(法人税申告書別表一 (一)「3」、別表一(二)「3」、別表一		復興特別月 額 板の 控 筋 (((2)-(16))と(II 5いずれか少ない	
*		撤除した s 計 (3)	
本		算 接際しきれなか 後興特別所得報 (17) - (18	io#120
額 計 接除額の加算額 (法人戦中各者別表ー(一) [5]、別表ー(二) [5]、別表ー(二) [5]、別表ー (二) [5]、別表ーの二(一)[5]、		残余財産の最 又 は 引 渡	LOB TWL III TUIL I'L
第 第 基準 法 人 税 額		選す 付る金 受融 け神	銀 行 本店・支店金率・組合 出 張 所 預金農路・進路 本所・支所
課税標準法人税額	15 1 0 0 0	より 番号	ゆうちょ銀行の
((14)又は((14)×-))		と等 ※税務署処	理欄

◎ このリーフレットに関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い 合わせください。